

## 中共中央弁公庁 国務院弁公庁

### 「知的財産権保護の強化に関する意見」を印刷配布

2019-11-24 19:12 出所：新華社

## 中共中央弁公庁 国務院弁公庁

### 「知的財産権保護の強化に関する意見」を印刷配布

中共中央弁公庁、国務院弁公庁はこのほど、「知的財産権保護の強化に関する意見」を印刷配布し、各地・各部門に実際と合わせて真摯に実施することを求めた。新華社北京 11 月 24 日電

### 知的財産権保護の強化に関する意見

知的財産権保護を強化することは、財産権保護制度を改善する最も重要な内容であり、中国の経済的競争力を高める最大の奨励でもある。党中央、国務院の知的財産権保護の強化に関する政策配置を実行し、制度を改善し、体制を最適化するために、以下のような意見を提出する。

#### 一. 全体的な要求

習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導として、中国共産党第 19 回全国代表大会和第 19 期中央委員会第 2 回、第 3 回、第 4 回全体会議の方針を全面的に貫徹し、「五位一体」の全体的な配置の統一的な促進と「4 つの全面的」戦略的な配置の協調的な推進をめぐって、「知的財産権の保護が革新の保護である」という理念を確立し、「厳格な保護、統一的な協調、重点の突破、同等の保護」を堅持し、知的財産権保護システムを絶えず改善し、法律、行政、経済、技術、社会管理手段を総合的に運用して保護を強化し、保護能力とレベルの全体的な向上を促進する。2022 年までに、侵害の多発事象は効果的に抑制され、権利者による権利擁護が遭遇する「立証が難しく、周期が長く、コストが高く、賠償が低い」局面は明らかに変わる。2025 年までに、知的財産権保護への社会の満足度は高いレベルまで達し、保護能力は効果的に向上し、保護システムは更に完備し、知識の価値を尊重する商業環境は更に最適化され、「革新の奨励」という知的財産権制度の基本的な保障作用はもっと効果的に発揮される。

#### 二. 制度的拘束を強化し、「知的財産権の厳格な保護」という政策的指導を確立する

(一) 不正行為の懲戒を強化すること。知的財産権の基礎的な法律を制定する必要性と実行可能性を研究し、専利法、商標法、著作権法などの改正整備を加速する。地理的表示の保護関連立法を改善する。専利、著作権などの分野への侵害懲罰的賠償制

度の導入を加速する。侵害の法定賠償金額の上限を大幅に高め、損害賠償の強化に力を入れる。民事の司法保護を強化し、懲罰的賠償制度を効率的に執行する。違法所得の没収、偽造商品の廃棄などの措置を取り、行政処罰の力を強化し、肝心な分野、重点的な一環、重点的なグループへの行政法執行の専門行動を展開することを検討する。悪意のある商標登録、非正常な専利出願及び悪意のある訴訟などの行為を規制する。営業秘密、機密営業情報とそのソースコードなどへの効果的な保護を強化することを模索する。刑事の司法保護を強化し、刑事法令や司法解釈の改正整備を進める。刑事摘発に力を入れ、知的財産権侵害犯罪の認定基準の引き下げ、量刑処罰力の強化、罪状記述の修正を検討し、侵害物の処分などの問題の解決を推進する。侵害模倣犯罪撲滅に関する制度建設を強化し、データ化した模倣摘発情報の指導捜査業務のメカニズムの改善を模索し、常態化した専門的な摘発行動を展開し、高圧的な摘発態勢を持続的に維持する。

(二) 証拠の基準を厳格に規制すること。知的財産権に係る民事、刑事、行政事件の「三合一」裁判メカニズム改革を深く推進し、知的財産権事件の上訴メカニズムを改善し、裁判基準を統一する。行政法執行プロセスにおける商標、専利侵害の判断基準を制定・改善する。司法、行政法執行、仲裁、調停などさまざまなルートの証拠基準を規範化する。行政法執行と刑事司法の立件標準の協調・マッチングを推進し、事件の移送要求と証拠基準を完備し、証拠ガイドラインを制定し、行政法執行と刑事司法のマッチングをスムーズにする。知的財産権民事訴訟証拠規則司法解釈を制定し、権利者の立証難問題の解決に力を入れる。侵害行為の公証・懸賞付き証拠収集制度を確立し、権利者の立証責任負担を軽減することを模索する。

(三) 事件執行措置を強化すること。知的財産権紛争調停協議の司法確認メカニズムを確立・健全化する。市場主体の誠実信用ファイル「ブラックリスト」制度を完備し、市場主体の信用分類監督を実施し、繰り返し侵害、意図的侵害企業名簿社会公表制度を構築し、信用失墜共同懲戒メカニズムを健全化する。全分野の知的財産権の保護判例の指導メカニズムおよび重大な事件の公開審理メカニズムをしだいに確立する。事件の他地域執行に対する督促検査を強化し、統一的で公平な法治環境の醸成を推進する。

(四) 新業態・新分野での保護制度を整備すること。新業態・新分野の発展現状に対して、専利、商標、著作権、植物新品種と集積回路の配置設計などへの保護を強化することを研究する。薬品専利マッチング制度、薬品専利期限補償制度の確立を模索する。スポーツ試合中継に係る知的財産権の保護強化を検討する。公証・電子証拠保存技術の普及応用を強化する。越境電子商取引に係る知的財産権保護規則を確立し、電子商取引プラットフォーム保護管理基準を制定することを検討する。企業の知的財産権保護ガイドラインを作成・発布し、契約の手本、権利擁護の流れなどの手引きを制定し、企業がリスク防止メカニズムの建設を強化し、大衆による起業・万人によるイノベーションの保護体制を持続的に最適化することを奨励する。伝統文化、伝統知

識などの分野への保護方法を制定し、漢方医薬の知的財産権保護を強化することを検討する。

### 三. 社会監督による共同統治を強化し、「知的財産権の広範な保護」の業務構造を構築する

(五) 法執行への監督を強化すること。人民代表大会の監督を強化し、知的財産権の法執行への検査を展開する。政治協商会議の民主監督の役割を果たし、知的財産権保護業務への調査研究を定期的に行う。奨励・賞罰制度を構築・健全化し、法執行監督の効果を高める。監督の責任を強化し、行政法執行情報の公開に係る規定の貫徹実行を推進し、より大きい範囲でより効果的に法執行・事件処理情報を公開し、社会と世論の監督を受ける。

(六) 社会共同統治のモデルを構築・健全化すること。知的財産権の仲裁、調停、公証業務のメカニズムを完備し、仲裁機関、調停組織と公証機関を育成し、発展させる。業界の協会、商会在知的財産権保護に係る自律と情報交流メカニズムを確立することを奨励する。代理業界が自律・自治を強化し、代理機関への監督レベルを全面的に向上させるよう指導する。誠実信用システムの建設を強化し、国家企業信用情報公示システムを通じて知的財産権の質権設定登録、行政処罰、抜き取り検査結果などの企業情報を統括し、法律により公開する。ボランティア制度を構築・健全化し、社会を動員して知的財産権の保護管理に積極的に参与させる。

(七) 専門的技術のサポートを強化すること。科学技術の研究開発を強化し、源追跡、リアルタイム監視、オンライン識別などの技術手段を通じて、知的財産権保護を強化する。侵害模倣行為手ごかり知能検査システムを建設し、侵害模倣行為に対する摘発の効率と精度を向上させる。知的財産権行政法執行の事件処理と司法活動には技術調査官制度を導入し、行政法執行部門、司法部門が正確かつ効率的に技術事実を認定することに協力させる。知的財産権侵害鑑定能力の向上を検討し、侵害損害評価制度の確立を研究し、司法鑑定機構の専門化、手順の規範化建設を更に強化する。

### 四. 協力・マッチングのメカニズムを最適化し、「知的財産権の迅速な保護」における肝心な一環を突破する

(八) 権利付与・権利確認・権利擁護のマッチングの手順を最適化すること。専利、商標、植物新品種などへの審査能力を強化し、審査期間をさらに短縮する。実用新案と意匠への審査品質を重点的に高め、源保護を強化する。重大な侵害行政法執行事件の処理における専利・商標の行政的権利確認の遠隔審理、他地域審理制度の役割をさらに果たす。行政的権利確認、公証・証拠保存、仲裁、調停、行政法執行、司法保護の間のマッチングメカニズムを健全化し、情報の交流と共有化を強化し、各ルート間の「有機的なマッチング、優勢の相互的補完」の運行メカニズムを形成し、権利擁護の効率を確実に高める。

(九) 部門・地域横断的な事件連携処理を強化すること。部門をまたぐ事件の処理規程を制定し、部門間の重大事件の共同調査・処理と移送のメカニズムを健全化する。犯罪の疑いのある知的財産事件の摘発業務に関して、行政法執行部門と公安部門との間のマッチングメカニズムを健全化する。事件多発地域で仲裁、調停優先推薦メカニズムの確立を模索する。知的財産事件の分類制度を確立・健全化し、煩雑事件と簡易事件の分類メカニズム改革を推進する。省級行政区内で知的財産権事件の区域横断的な審理メカニズムの構築を推進し、裁判所の事件指定管轄メカニズムの役割を十分に発揮し、地方保護を確実に打破する。

(十) 簡易な事件・紛争の迅速な処理を推進すること。重点関心市場名簿を作成し、電子商取引プラットフォーム、展示会、専門市場、輸出入などの肝心な分野と一環に対して行政法執行、仲裁、調停など迅速処理のルートを構築する。電子商取引プラットフォームが専利権評価報告書を効果的に運用し、実用新案と意匠の権利侵害の苦情を迅速に処理する制度を構築することを推進する。各サイトが管理を規範化し、侵害の内容を削除し、海賊版サイトのリンクを遮断し、侵害情報の伝播を停止し、著作権訴訟を悪用した投機的な営利行為を摘発することを指導する。

(十一) 知的財産権迅速保護機関の建設を強化すること。優勢産業の集積区において一連の知的財産権保護センターを建設し、事件の迅速受理と科学分類メカニズムを確立し、迅速な審査、迅速な権利確定、迅速な権利擁護の「ワンストップ」紛争解決案を提供する。重点技術分野の専利、商標、植物新品種への審査や権利付与、権利確認、権利擁護のスピードを上げる。調停方式を利用して迅速に紛争を解決し、行政法執行、司法保護、仲裁などの保護ルートと一環に効率的にマッチングすることを推進する。

## 五. 渉外コミュニケーションメカニズムを健全化し、「知的財産権の共同の保護」との優れた環境を醸成する

(十二) 国際協力をより強化すること。海外巡回講演活動を積極的に展開し、円卓会議を開催し、関係国や組織と知的財産権保護をめぐる協力と交流を強化する。重要な国際展示会に特別テーマブースを設け、中国知的財産権保護成果の海外巡回展を展開することを検討する。「一帯一路」の共同建設の促進に対する知的財産権制度の重要な役割を十分に発揮し、共同建設国の能力建設を支持し、専利や植物新品種の審査結果を共有することを推進する。さまざまな多国間・二国間の対話協力メカニズムを十分に利用し、知的財産権の保護に係る交流協力と協議交渉を強化する。さまざまな国際交流協力プラットフォームを総合的に利用し、積極的に中国の知的財産権保護の発展成果を宣伝する。

(十三) 国内外の権利者との交流ルートをスムーズにすること。駐中国大使館・領事館情報交流会、企業座談会などを開催することで、国内外の業界の協会や商工会議所、社会団体などとの情報交流を強化する。知的財産権保護の重要情報報告会を組織

し、速やかにニュースメディアと社会公衆に重大な事項とその進展を報告し、信頼を高め、疑惑を解き、積極的に国内外の権利者の関心事項に対応する。

(十四) 海外での権利擁護への援助サービスを強化すること。海外知的財産紛争の警戒メカニズムを改善し、重大な事件の追跡研究を強化し、国外知的財産権法律改正動向の動的追跡メカニズムを確立し、リスク警戒報告を直ちに発表する。海外情報サービスプラットフォームの建設を強化し、海外知的財産権紛争対応指導を展開し、海外紛争協調解決メカニズムを構築する。さまざまな社会組織が知的財産権の渉外リスク防止システムの建設を展開することを支持する。保険機関が知的財産権の海外侵害責任保険、専利執行保険、専利侵害損害保険などの保険業務を展開することを奨励する。海外権利専門家顧問メカニズムを確立し、中国の権利者の合法的な権益が海外でも法により同等の保護を受けることを効果的に推進する。

(十五) 協調と情報入手メカニズムを整備すること。渉外法執行の協力メカニズムを改善し、業務の協調を強化し、中国駐外大使館・領事館の知的財産権関連対外事業をいっそう強化する。海外の知的財産権の観察企業と社会組織を選出・設置し、情報交流メカニズムを確立する。重大な渉外知的財産紛争情報の報告と応急メカニズムを健全化する。中国企業の海外知的財産権の保護状況調査を実施し、国別保護状況評価メカニズムの確立を検討し、中国企業の海外知的財産権の保護環境の改善を推進する。

#### 六. 基礎的条件の建設を強化し、知的財産権保護事業を強力に支える。

(十六) 基礎的なプラットフォームの建設を強化すること。全国の知的財産ビッグデータセンターと保護監視情報ネットワークを構築・健全化し、登記登録、審査公告、紛争処理、重要事件などの情報への統計監視を強化する。知的財産権の法執行情報伝達の統一的な協調と情報共有化メカニズムを確立し、情報収集を強化し、総合的な判断とマクロ的な意思決定のレベルを高める。権利擁護援助、通報苦情などの公共サービスプラットフォームのソフト・ハードウェア建設を強化し、プラットフォームの機能を豊富にし、民衆に利便性のあるサービスレベルを向上させる。

(十七) 専門的人材チームの建設を強化すること。地方、部門、教育機関、業界の協会、学会が知的財産権保護の専門人材の育成に力を入れることを奨励する。知的財産関連の行政法執行と司法チームへの人員配置と職業化・専門化建設を強化し、行政法執行と司法スタッフの積極性を効果的に奨励するメカニズムを確立し、チームの安定と秩序ある交流を確保する。知的財産関連刑事事件処理の専門化建設を推進し、捜査、審査逮捕、審査起訴、裁判作業の効率と事件処理の品質を高める。関係管理部門や事業者では、公職弁護士、社内弁護士、法律顧問の制度を全面的に推進し、知的財産権の管理と保護作業の法治化を推進する。弁護士など法律サービスチームの役割を十分に発揮し、知的財産権の紛争調停、事件代理、法律普及などの業務を確実に展開する。知的財産権の仲裁、調停、公証、社会監督などの人材の選任、管理、奨励制度を確立・健全化する。知的財産権保護の専門人材のOJTを強化し、権利擁護実務における各種人材の役割を十分に発揮する。

(十八) 資源の投入と支援を強化すること。各地・各部門は知的財産権保護への資金投入に力を入れなければならない。条件が成熟した地区が先に試行し、率先して若干の知的財産権保護のモデル区を建設することを奨励する。知的財産権の行政法執行と司法装備の近代化、知能化建設を推進する。企業が資金投入を強化し、市場化方式により知的財産権保護・権利擁護の共済基金を設立し、自己の権利擁護の能力とレベルを向上させることを奨励する。

## 七. 組織・実施に力を入れ、任務の達成を確保する

(十九) 組織・指導を強化すること。党による知的財産権保護事業への指導を全面的に強化する。各関係機関は役割分担に従って、具体的な政策措置を研究し、共同して知的財産権保護システムの建設を推進しなければならない。国家知識産権局は関係部門と連携して業務遂行メカニズムを絶え間なく改善し、協調指導と督促検査を強化し、すべての業務要求が確実に実行されることを確保し、重大な問題があれば直ちに手順に従って党中央、国務院に報告しなければならない。

(二十) 実行を徹底すること。地方の各級の党委員会と政府は党中央、国務院の決定配置を全面的に貫徹し、知的財産権保護の属地責任を履行し、党委員会または政府内の特別テーマ会議を定期的で開催し、知的財産権の保護業務を研究し、体制・メカニズムの建設を強化し、相応する施策を制定し、人員と経費の配置を確保しなければならない。知的財産権保護事業を地方の党委員会や政府の重要な議事日程に組み入れ、定期的に評価を行い、各措置が確実に実施されていることを確保しなければならない。

(二十一) 考課・評価を強化すること。考課・評価制度を確立・健全化し、知的財産権の保護業績を地方の党委員会と政府の業績考課と商業環境評価システムに組み入れる。年間の知的財産権保護の社会満足度調査制度と保護レベルの評価制度を確立する。通達や行政指導のメカニズムを改善し、各級の党委員会と政府に知的財産権保護事業を強化するよう促す。

(二十二) 奨励・激励を強化すること。国の関係規定に基づき、知的財産権の保護活動において突出した貢献をしたグループや個人を表彰する。各級の政府が既存の奨励制度を活用し、知的財産権保護の先進労働者と優秀な社会参加者に対する表彰を強化することを奨励する。侵害模倣通報に対する奨励メカニズムを改善し、通報者への奨励を強化し、社会公衆が知的財産権の保護事業に参加する積極性と能動性を刺激する。

(二十三) 宣伝・誘導を強化すること。各地・各部門は世論の誘導を強化し、社会的影響力のある典型的な事件を定期的に公開し、知的財産権保護の強化に係る観念を深く浸透させなければならない。公益宣伝を強化し、知的財産権保護の意識を企業、機関、コミュニティ、学校、ネットに浸透させる活動を展開し、社会全体特に革新創業主体の知的財産権保護意識を高め、新時代の知的財産権保護事業の新局面の形成を推進する。

出所:2019年11月24日付中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトに基づきJETRO  
北京事務所日本語仮訳を作成

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content\\_5455070.htm?from=singlemessage&isappinstalled=0](http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm?from=singlemessage&isappinstalled=0)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。